

日の里9丁目自主防災会規約 (令和2年改正)

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、日の里9丁目自主防災会（以下「防災会」と略す）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法および地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害による人的被害の防止およびその他の被害の軽減を図ることを目的とする。なお、当防災会は町内会の下部組織と位置づける。

(事業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①防災に関する知識の普及に関すること。
- ②災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- ③防災訓練の実施に関すること。
- ④防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第4条 防災会には次の役員および防災会員と防災協力員を置く。

会長 1名 副会長 1名

会計 1名（当面、総務班長が兼務）

顧問 若干名

班長 3名 副班長 若干名

監事 2名（別に定める）

防災会員 当該年度の組長を当てる。

防災協力員 前年度および前々年度の組長を当てる。

なお、会長は原則として町内会長が兼務する。副会長以下の役員は合議により選出する。

第5条 役員の任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日の原則2年とし、留任することができる。

第6条 会長は、防災会を町内会の下部組織として監督する。

なお、会長に不測の事態が生じた場合は、町内会会則に準じる

- 2 副会長は、会務を統括し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。
- 3 班長は、担当班の任務遂行および会務の処理を行う。なお、副会長に不測の事態が生じた場合は、役員会において指名した班長が職務を代行する。
- 4 顧問は、防災活動の全般について広く助言し、意見具申を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 防災会員は防災役員と連携して、自隣組の自助・共助の啓発活動を行う。
- 7 防災協力員は現組長に協力して自助・共助の啓発活動に参加する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会、および役員会とする。

- 2 定例総会は、年1回4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長、副会長、役員会のいずれかが必要と認めたとき、召集する。
- 4 役員会は、会長または副会長が必要と認めたとき、または、役員からの申し出により、必要と認めたとき、会長または副会長が召集する。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。但し、役員が代行することができる。
- 6 その他必要事項は必要に応じ、適宜定める。

(防災計画)

第8条 防災会は、災害による人的被害の防止およびその他の被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - ①防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - ②防災知識の普及に関すること。
 - ③防災訓練の実施に関すること。
 - ④災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導および炊き出しに関すること。
 - ⑤その他必要とする事項。

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用、および資金調達については町内会の同意を得て行うものとする。

第10条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(監査)

第11条 防災会の監査は、毎年1回監事が行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(付則)

この規約は平成20年3月1日から実施する。

この規約の改定は平成25年4月21日より実施する。

この規約の改定は令和2年7月 14日より実施する。

以上